

# 阿智村・清内路村合併協議会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、阿智村・清内路村合併協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴届（第1号様式）に住所、氏名を記入の上、阿智村・清内路村合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に提出しなければならない。

2 傍聴希望者が、その会場の定員を超える場合は、くじにより傍聴人を決するものとする。

(傍聴の禁止)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することを禁止する。

(1) 酒気を帯びている者

(2) 凶器その他危険のおそれのある物又は会議の妨害となると認められる器物を携帯している者

(3) 異様な服装をしている者

(4) はち巻き、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメット及び帽子の類を着用している者

(5) 前号各号に定める者のほか、会議を妨害し、又人に迷惑を及ぼすと認められる者。

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、次の事項を守らなくてはならない。

(1) 会議中みだりに席を離れないこと。

(2) 飲食、喫煙、私語、談話又は拍手等をしないこと。

(3) 携帯電話は、電源を切り、使用しないこと。

(4) 議事に批評を加え又は可否の表明をしないこと。

(5) 張り紙、旗及び垂れ幕の類を掲げないこと。

(6) 写真を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。

(7) 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動をしないこと。

(会長の指示)

第5条 傍聴人は、会長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、会議を公開としない議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

2 傍聴人がこの規程に違反し、又は会長の指示に従わない場合は、会長はこれを退場させることができる。

(補則)

第7条 前各条に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年6月16日から施行する。

(第1号様式)

## 阿智村・清内路村合併協議会傍聴届

阿智村・清内路村合併協議会「会議傍聴規程」第2条の規定により、会議の傍聴を申請します。

1 傍聴しようとする会議名 阿智村・清内路村合併協議会第 回会議

2 申請者の住所氏名 下欄記載のとおり

番号	住 所	氏 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		